京都府 報道発表資料

府政記者室、各広域振興局　同時資料配付
京都市政記者クラブ　　関連資料同時配布

令和８年８月４日

昨年度の児童虐待通告は前年度よりやや減少

～府児童相談所における令和７年度児童虐待通告等の状況（速報値）～

■京都府児童相談所※（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）における令和７年度の児童虐待通告等の状況を取りまとめましたのでお知らせします。
■児童虐待通告件数は 2,447 件（前年度比 93.8%）であり、令和６年度と比較してやや減少しました。

※京都市児童相談所分は、本日同時発表の京都市報道発表資料を御覧ください。

１　児童虐待通告の状況

（１）通告件数及び対応件数

２，４４７件（前年度より１６２件減　前年度比９３．８％）

		R4	R5	R6	R7
府内３児相合計（前年度比）	通告件数	2,721 (105.6%)	2,673 (98.2%)	2,609 (97.6%)	**2,447 (93.8%)**
	対応件数	2,344	2,262	2,250	**2,089**

※通告件数…令和７年度中に児童虐待通告(疑い、おそれを含む。)として受け付けた件数
※対応件数…令和７年度中に児童相談所が虐待と認定し、援助方針を決定した件数（相談を受理してから、調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。）

▶通告件数は２，４４７件（前年度比１６２件減）、対応件数は２，０８９件（前年度比１６１件減）であり、通告件数は、過去最多となった令和４年度に比べて８９．９％に減少した。

（２）児童相談所別の通告件数

	R4	R5	R6	R7
家庭支援総合センター	691	623	741	**555**
南部家庭支援センター（宇治児童相談所）	1,384	1,397	1,275	**1,325**
北部家庭支援センター（福知山児童相談所）	646	653	593	**567**
合計	2,721	2,673	2,609	**2,447**

▶家庭支援総合センター及び北部家庭支援センター（福知山児童相談所）においては、令和６年度と比較して通告件数が減少したが、南部家庭支援センター（宇治児童相談所）においては増加した。

（次頁あり）

（３）経路別の通告件数及び対応件数

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察	学校等	その他	きょうだい受理	合計
R5	106	51	285	26	200	4	0	31	14	1,396	32	528	350	2,673
	107	36	216	20	192	2	0	32	16	1,254	32	355		2,262
R6	123	40	228	18	167	5	0	27	17	1,426	35	523	321	2,609
	107	38	175	19	170	6	0	24	17	1,263	34	397		2,250
R7	150	52	244	33	182	0	1	27	21	1,272	25	440	280	2,447
	124	36	160	25	180	0	1	20	21	1,118	22	382		2,089
通告件数における構成率（R7）	6.1%	2.1%	10.0%	1.3%	7.4%	0.0%	0.0%	1.1%	0.9%	52.0%	1.0%	18.0%		100%

※上段は経路別の通告件数を、下段は経路別の対応件数を示す。

▶通告件数は、警察からの通告が最も多く、全体のうち過半数を占める。

① 警察　　１，２７２件（前年度より１５４件減　前年度比８９．２％　構成率５２．０％）

② 近隣・知人　　２４４件（前年度より１６件増　前年度比１０７．０％　構成率１０．０％）

③ 市町村　　１８２件（前年度より１５件増　前年度比１０９．０％　構成率　７．４％）

（４）虐待の種類別の対応件数

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R5	463	28	338	1,433	2,262
R6	458	30	280	1,482	2,250
R7	403	26	326	1,334	2,089
構成率(R7)	19.3%	1.2%	15.6%	63.9%	100%

▶心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトが多い。

① 心理的虐待　１，３３４件（前年度より１４８件減　前年度比　９０．０％　構成率６３．９％）

② 身体的虐待　　４０３件（前年度より　５５件減　前年度比　８８．０％　構成率１９．３％）

③ ネグレクト　　３２６件（前年度より　４６件増　前年度比１１６．４％　構成率１５．６％）

（５）主たる虐待者別の対応件数

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R5	1,022	160	1,032	18	30	2,262
R6	995	145	1,076	11	23	2,250
R7	972	121	979	9	8	2,089
構成率(R7)	46.5%	5.8%	46.9%	0.4%	0.4%	100%

▶虐待者が実親であるケースが多く、９割以上を占めている。（例年と同傾向）

① 実　母　　９７９件（前年度より９７件減　前年度比　９１．０％　構成率４６．９％）

② 実　父　　９７２件（前年度より２３件減　前年度比　９７．７％　構成率４６．５％）

③ 実父以外の父　１２１件（前年度より２４件減　前年度比　８３．４％　構成率　５．８％）

（６）年齢別・虐待の種類別の対応件数

	０～２歳	３歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	26	49	141	120	67	403
性的虐待	0	5	5	8	8	26
ネグレクト	40	78	136	50	22	326
心理的虐待	220	296	455	218	145	1,334
合計	286	428	737	396	242	2,089

（次頁あり）

２　被措置児童等虐待の状況（施設に入所している児童等に対する虐待）

（※「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の改正（令和７年９月 25 日）により、被措置児童等虐待状況の定期公表については、指定都市分も含めて都道府県が行うとされたことから、京都市分についても本府から公表を行うもの。）

（１）京都府が所管する施設におけるもの

ア　通告及び認定件数

通告受理	認定結果		調査中
	虐待認定	非該当	
３件	２件	２件	１件

イ　認定した事案ごとの概要

	①	②
虐待の状況	職員が児童の首を掴んで投げる、及び肩を押して壁に押しやる行為、並びに威圧的発言をした。	職員が児童に対し、「お前ら」等の威圧的な発言を行った。
児童の性別	男	男
児童の年齢	小学校６年生	小学校２年生
虐待の類型	身体的及び心理的虐待	心理的虐待
施設の種別	社会的養護関係施設等	社会的養護関係施設等
職員の職種	児童指導員	宿直職員
講じた措置	・児童、当該職員及び関係職員から聞き取りを実施 ・改善指示及び改善計画の策定を指示	

（２）京都市が所管する施設におけるもの

ア　通告及び認定件数

通告受理	認定結果	
	虐待認定	非該当
７件	３件	４件

イ　認定した事案ごとの概要

	①	②	③
虐待の状況	児童を起こす際に、職員が感情のままに児童を叱責した。	職員が児童の求めに応じ、自身のスマホで性的な動画を見せた。	職員が児童を抱え上げ、部屋に投げ入れるなど、感情のままに暴力を伴う対応を行った。
児童の性別	男	男	男
児童の年齢	高校１年生	中学２年生 中学１年生 小学６年生	中学３年生
虐待の類型	心理的虐待	性的虐待	身体的虐待
施設の種別	社会的養護関係施設等	社会的養護関係施設等	社会的養護関係施設等
職員の職種	児童指導員	児童指導員	児童指導員
講じた措置	・児童、当該職員及び関係職員から聞き取り等を実施 ・改善指示及び改善計画の策定を指示		

※（２）京都市分については、次の連絡先へお問い合わせください。
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
電話：０７５－２２２－３９３９

（次頁あり）

３　本府における児童虐待施策の主な取組

▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結（H30～）

虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の三者で協定を締結し,情報共有の体制を強化

▶「児童虐待・ＤＶ防止連携推進員」の配置（Ｒ２～）

児童虐待とＤＶが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などとより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに３名配置

▶「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行（Ｒ４～）

令和２年 10 月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定（４月１日施行）

▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員

平成 29 年度から計画的に増員し、令和７年度までに児童福祉司と児童心理司をあわせて 42 名増と大幅に拡充し、体制を強化

▶ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの体制強化（Ｒ４～）

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都ＳＡＲＡ）の 24 時間対応を令和４年４月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実

▶ ＳＮＳ相談体制の整備（Ｒ４～）

虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、ＳＮＳ相談の体制を整備

▶ 子どもの意見表明支援体制の整備（Ｒ４～）

児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始

▶ 一時保護開始時の司法審査導入等に関する法的対応機能の強化（Ｒ７～）

一時保護開始の判断に関する司法審査等において、適切な対応を行うため、弁護士による助言や支援を受ける等、法的対応機能を強化

▶ 施設等退所者への自立支援の拡充（Ｒ８～）

施設等を退所した方への生活や求職等に関する相談支援を行う体制を強化

【本報道発表に関するお問合せ】
健康福祉部家庭・青少年支援課　課長　一色（いっしき）　TEL 075-414-4592

